

○千代田区基本構想懇談会設置要綱

令和4年7月5日

4千政企画発第45号

(設置)

第1条 千代田区の基本構想（議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）の策定に向けた検討に当たり、区民から多様な意見を募るため、千代田区基本構想懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区の基本構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 区民 20人程度
- (2) 学識経験者 4人程度

2 構成員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長を置き、構成員の中から区長が指名する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 懇談会に副会長を置き、会長が指名する構成員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 懇談会は、区長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、公開とする。

(部会)

第6条 基本構想のうち分野別の事項について意見を募るため、懇談会に部会を置く。

- 2 部会の構成員は、区長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、構成員の中から区長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会が所管する事項に係る意見等について会長に報告する。
- 5 部会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会及び部会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(報償費)

第8条 懇談会又は部会に出席した構成員には、別に定めるところにより報償費を支給する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。